

# 電気事業法および関連法の改正に伴う内容変更

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

下記書籍の記載内容は、次の改正後の内容に置き換えてご使用ください。

## 第二種電気工事士筆記試験 かんたん攻略

2015年2月25日第1版第1刷発行

2020年3月2日第1版第2刷発行

箇所	改正前	改正後																										
29 ページ 3 一般用電気工作物 5 行目～	<p>② 小出力発電設備 小出力発電設備とは、発電電圧が600V以下で次のものをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小出力発電設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満</td> </tr> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備 (ダム式を除く)</td> <td>20kW 未満 最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満</td> </tr> <tr> <td>内<sup>ない</sup>燃<sup>ねん</sup>力<sup>りょく</sup>発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>上記合計出力</td> <td>50kW 未満</td> </tr> </tbody> </table>	小出力発電設備		太陽電池発電設備	50kW 未満	風力発電設備	20kW 未満	水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満	内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	上記合計出力	50kW 未満	<p>② 一般用電気工作物となる小規模発電設備 一般用電気工作物となる小規模発電設備は、発電電圧が600V以下で次のものをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般用電気工作物となる小規模発電設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備 (ダム式を除く)</td> <td>20kW 未満 最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満</td> </tr> <tr> <td>内<sup>ない</sup>燃<sup>ねん</sup>力<sup>りょく</sup>発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>上記合計出力</td> <td>50kW 未満</td> </tr> </tbody> </table>	一般用電気工作物となる小規模発電設備		太陽電池発電設備	10kW 未満	水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満	内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	上記合計出力	50kW 未満
小出力発電設備																												
太陽電池発電設備	50kW 未満																											
風力発電設備	20kW 未満																											
水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満																											
内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満																											
燃料電池発電設備	10kW 未満																											
上記合計出力	50kW 未満																											
一般用電気工作物となる小規模発電設備																												
太陽電池発電設備	10kW 未満																											
水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満																											
内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満																											
燃料電池発電設備	10kW 未満																											
上記合計出力	50kW 未満																											
31 ページ 例題 選択肢ロ	<p>□. 低圧で受電する需要設備は、小出力発電設備を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。</p>	<p>□. 低圧で受電する需要設備は、法律に規定された種類、かつ、規定出力未満の小規模発電設備を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。</p>																										
31 ページ 攻略キーワード	小出力発電設備	小規模発電設備																										
31 ページ 18 行目	<p>…低圧で受電する需要設備で小出力発電設備を同一構内に施設しているの、一般用電気工作物に該当するのは口だけである。</p>	<p>…低圧で受電する需要設備で、一般用電気工作物に該当すると法律で定められている種類の小規模発電設備を同一構内に施設しているの、一般用電気工作物となるのは口だけである。</p>																										
32 ページ 問1 選択肢口 選択肢ニ	<p>□. 低圧で受電するものは、小出力発電設備を同一構内に施設しても一般用電気工作物となる。</p>	<p>□. 低圧で受電するものは、法律に規定された種類、かつ、規定出力未満の小規模発電設備を同一構内に施設しても、一般用電気工作物となる。</p>																										
32 ページ 問2 選択肢イ 選択肢ニ	<p>イ. 低圧受電で、受電電力40kW、出力15kWの太陽電池発電設備を備えた幼稚園</p>	<p>イ. 低圧受電で、受電電力40kW、出力5kWの太陽電池発電設備を備えた幼稚園</p>																										
別冊12 ページ 問1 攻略 1 行目	② 小出力発電設備	② 小規模発電設備																										
別冊12 ページ 問1 攻略 6 行目	● 小出力発電設備	● 小規模発電設備のうち、法律で一般用電気工作物に該当するとされるもの																										
別冊12 ページ 問1 攻略 8 行目～	<p>小出力発電設備とは、発電電圧が600V以下で次のものをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">小出力発電設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満</td> </tr> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備 (ダム式を除く)</td> <td>20kW 未満 最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満</td> </tr> <tr> <td>内<sup>ない</sup>燃<sup>ねん</sup>力<sup>りょく</sup>発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>上記合計出力</td> <td>50kW 未満</td> </tr> </tbody> </table>	小出力発電設備		太陽電池発電設備	50kW 未満	風力発電設備	20kW 未満	水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満	内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	上記合計出力	50kW 未満	<p>一般用電気工作物となる小規模発電設備は、発電電圧が600V以下で次のものをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般用電気工作物となる小規模発電設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備 (ダム式を除く)</td> <td>20kW 未満 最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満</td> </tr> <tr> <td>内<sup>ない</sup>燃<sup>ねん</sup>力<sup>りょく</sup>発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>上記合計出力</td> <td>50kW 未満</td> </tr> </tbody> </table>	一般用電気工作物となる小規模発電設備		太陽電池発電設備	10kW 未満	水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満	内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	上記合計出力	50kW 未満
小出力発電設備																												
太陽電池発電設備	50kW 未満																											
風力発電設備	20kW 未満																											
水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満																											
内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満																											
燃料電池発電設備	10kW 未満																											
上記合計出力	50kW 未満																											
一般用電気工作物となる小規模発電設備																												
太陽電池発電設備	10kW 未満																											
水力発電設備 (ダム式を除く)	20kW 未満 最大使用水量 1m <sup>3</sup> /s 未満																											
内 <sup>ない</sup> 燃 <sup>ねん</sup> 力 <sup>りょく</sup> 発電設備	10kW 未満																											
燃料電池発電設備	10kW 未満																											
上記合計出力	50kW 未満																											

次ページに続きます。

箇所	改正前	改正後																																								
別冊 12 ページ 問 1 攻略 11 行目	● 小出力発電設備の出力を超える発電設備を有する場合（上記の表を参照）	● 有する発電設備が、上表の出力を超える場合																																								
別冊 12 ページ 問 1 攻略 15 行目～	□. 低圧で受電するものは、小出力発電設備を同一構内に設置しても一般用電気工作物となります。小出力発電設備とは、上の表に該当するものです。	□. 低圧で受電するものは、上の表に該当する小規模発電設備を同一構内に設置しても一般用電気工作物となります。																																								
別冊 13 ページ 1 行目～	二. 低圧で受電するものであっても、出力 60kW の太陽電池発電設備を同一構内に施設した場合、一般用電気工作物ではなく自家用電気工作物となります。出力 50kW 未満なら一般用電気工作物です。	二. 低圧で受電するものであっても、出力 60kW の太陽電池発電設備を同一構内に施設した場合、一般用電気工作物ではなく自家用電気工作物となります。出力 10kW 未満なら一般用電気工作物です。																																								
別冊 13 ページ 問 2 攻略 6 行目	太陽光発電設備の出力は 50kW 未満なので、イは正しいです。	太陽光発電設備の出力は 10kW 未満なので、イは正しいです。																																								
別冊 13 ページ 問 2 攻略 表	<p style="text-align: center;">「太陽光」発電 50 kW 未満は○</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>受電</th> <th>発電設備</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>低圧</td> <td>太陽電池 15 kW</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>高圧</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>低圧</td> <td>非常用内燃力 15 kW</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>高圧</td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「高圧」というだけで×</p> <p style="text-align: center;">「内燃力」発電 10 kW 以上は×</p>	選択肢	受電	発電設備	結果	イ	低圧	太陽電池 15 kW	○	ロ	高圧		×	ハ	低圧	非常用内燃力 15 kW	×	ニ	高圧		×	<p style="text-align: center;">「太陽光」発電 10 kW 未満は○</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>受電</th> <th>発電設備</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>低圧</td> <td>太陽電池 5 kW</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>高圧</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>低圧</td> <td>非常用内燃力 15 kW</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>高圧</td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「高圧」というだけで×</p> <p style="text-align: center;">「内燃力」発電 10 kW 以上は×</p>	選択肢	受電	発電設備	結果	イ	低圧	太陽電池 5 kW	○	ロ	高圧		×	ハ	低圧	非常用内燃力 15 kW	×	ニ	高圧		×
選択肢	受電	発電設備	結果																																							
イ	低圧	太陽電池 15 kW	○																																							
ロ	高圧		×																																							
ハ	低圧	非常用内燃力 15 kW	×																																							
ニ	高圧		×																																							
選択肢	受電	発電設備	結果																																							
イ	低圧	太陽電池 5 kW	○																																							
ロ	高圧		×																																							
ハ	低圧	非常用内燃力 15 kW	×																																							
ニ	高圧		×																																							

※法改正の詳細は、次ページをご確認ください。

# 電気事業法および関連法の改正について

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

この改正により、これまでの「小出力発電設備」は「小規模発電設備」に名称が変更され、出力が20kW未満の風力発電設備、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備は、新たに新設された「小規模事業用電気工作物」として事業用電気工作物の区分となります。

また、第二種電気工事士の資格範囲が、従来の「一般用電気工作物（低圧受電設備および小出力発電設備）」から「一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物）」に変更され、一般用電気工事の定義が「一般用電気工作物に係る電気工事」から「一般用電気工作物等に係る電気工事」に変更されました。

弊社発行の電気工事士関連の各書籍につきましては、書籍の記載内容を改正後の内容に置き換えてご使用ください。

電気工作物の区分																														
<p>●改正前</p>	<p>●改正後</p>																													
小規模発電設備（旧：小出力発電設備）の概要																														
<p>●改正前：小出力発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="5">一般用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	設備名	出力	区分	風力発電設備	20kW 未満	一般用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	<p>●改正後：小規模発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="2">小規模事業用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満 10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> <td rowspan="3">一般用 電気工作物</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m<sup>3</sup>/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	設備名	出力	区分	風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物	太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	一般用 電気工作物	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満
設備名	出力	区分																												
風力発電設備	20kW 未満	一般用 電気工作物																												
太陽電池発電設備	50kW 未満																													
水力発電設備*	20kW 未満																													
内燃力発電設備	10kW 未満																													
燃料電池発電設備	10kW 未満																													
設備名	出力	区分																												
風力発電設備	20kW 未満	小規模事業用 電気工作物																												
太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満																													
水力発電設備*	20kW 未満	一般用 電気工作物																												
内燃力発電設備	10kW 未満																													
燃料電池発電設備	10kW 未満																													
第二種電気工事士の資格範囲																														
<p>●改正前 一般用電気工作物に係る電気工事</p>	<p>●改正後 一般用電気工作物等に係る電気工事 (※第二種電気工事士の資格範囲は改正前と変わらない。)</p>																													
電気工事の定義																														
<p>●改正前 「電気工事」とは、一般用電気工作物又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>	<p>●改正後 「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>																													